

## スワップボディコンテナ車両の標準的な仕様の対象とする範囲について（案）

## （1）基本的事項

- ・ 本標準仕様は、車体（以下、「キャリア」という。）側の緩衝装置（以下、「エアサス」という。）の機構により、キャリアを上下することで荷台（以下、「コンテナ」という。）を自立させ、水平脱着させるスワップボディコンテナ車両の相互利用を可能とする標準的な仕様を示すものとする。
- ・ 本標準仕様は、法律等に依拠するものではないことから、スワップボディコンテナ車両を製造する際の権利、義務、罰則等の法的性質を示すものではなく、あくまで製造の参考となる標準的な仕様という点に留意する。

## （2）コンテナフロア寸法

- ・ コンテナフロア寸法は図 1 とする。

## （3）緊締装置

- ・ キャリアとコンテナの締結は、ツイストロックを用いることとする。
- ・ コンテナには、4か所の下隅金具を装備する。
- ・ 下隅金具の取付間隔寸法については ISO1161 の 20ft コンテナの規格と同様（図 1）とする。

## （4）支持脚

- ・ コンテナには、安全に自立するための折りたたみ可能な支持脚を 3 対装備する。
- ・ 支持脚の脚長寸法については脱着時にコンテナとキャリアとの隙間、また支持脚を自立位置にセットする時に地面との隙間が確保できる設計とする。隙間寸法について図 2 とする。

## （5）ステアリングトンネル

- ・ コンテナ床下には、キャリア側と脱着位置を正確に合わせるためのステアリングトンネルを全長に渡り装備する。
- ・ またその下側の外縁に荷重伝達面を備える設計とする。
- ・ ステアリングトンネルの寸法、及び荷重伝達面は下隅金具下面との段差寸法については図 2 とする。

## （6）ガイド装置

- ・ キャリア上面には、コンテナ側と脱着位置を正確に合わせるためガイドロー

ラ一等のガイド装置を装備することができる。

(7) フロントストップ

- ・ キャリアがコンテナ装着時に正確な位置にストップできるように、キャリア側にストッパー、ボデー側にストッパー受けを装備する。取付位置寸法は図 1 とする。

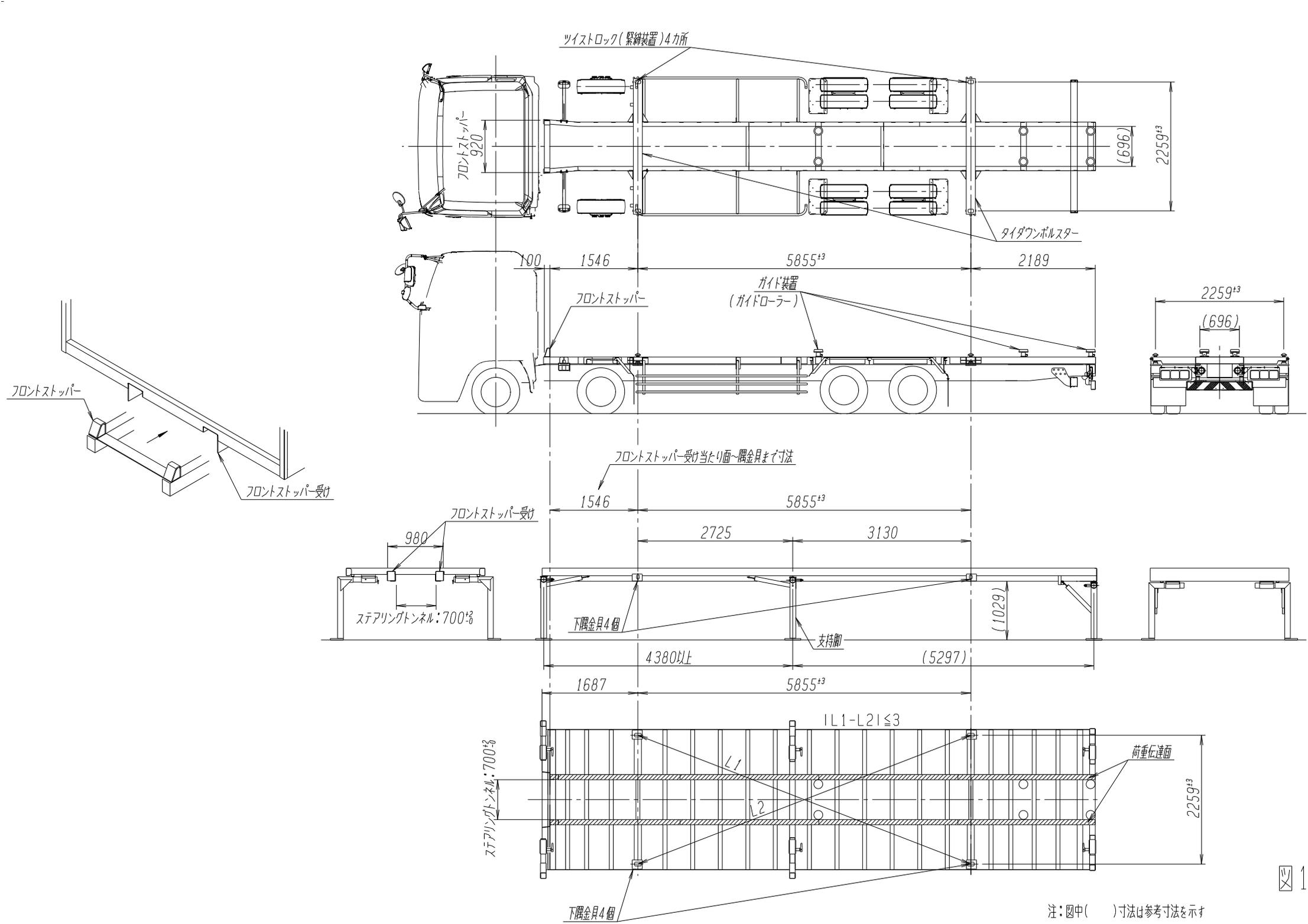
(8) 車体能力（諸元）

- ・ 道路法車両制限令の一般制限値の範囲内とする。
- ・ 4 軸車両であり、前前軸、前後軸及び後前軸、後後軸中心にエアサスを備えているものとする。
- ・ キャリア上面地上高は最下位 955mm 以下、最上位 1075mm 以上（エアサスのストローク幅は 120mm 以上）とする（図 2）。
- ・ 車体の形状コードは「043 コンテナ専用車」とする（「151」脱着装置付コンテナ専用車ではない）。

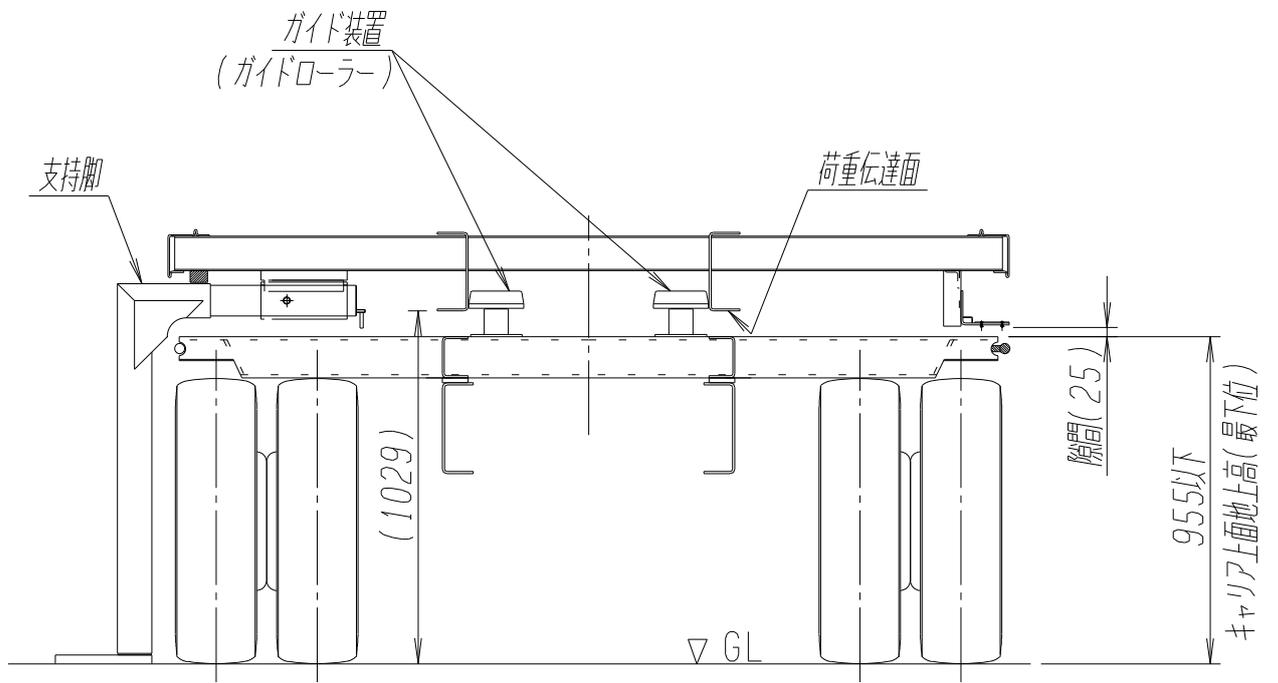
(9) その他

- ・ 強度要件は、「脱着装置付きコンテナ自動車の解説（平成 28 年 2 月改訂（一社）日本自動車車体工業会特装車・脱着車分科会刊）」『14. 水平脱着ボデー強度計算事例』を参考とすることとする。
- ・ 本標準仕様は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に変更その他の影響を及ぼすものではない。
- ・ 本標準仕様は、トラック輸送に特化した輸送形態を対象とする。なお、コンテナの 2 段以上の段積みや貨物鉄道・RORO 船に対応するための仕様等については、将来的な検討項目として、各関係者が検討することとする。
- ・ 互換性の表示については、今後、一般社団法人日本自動車車体工業会が中心となり検討することとする。

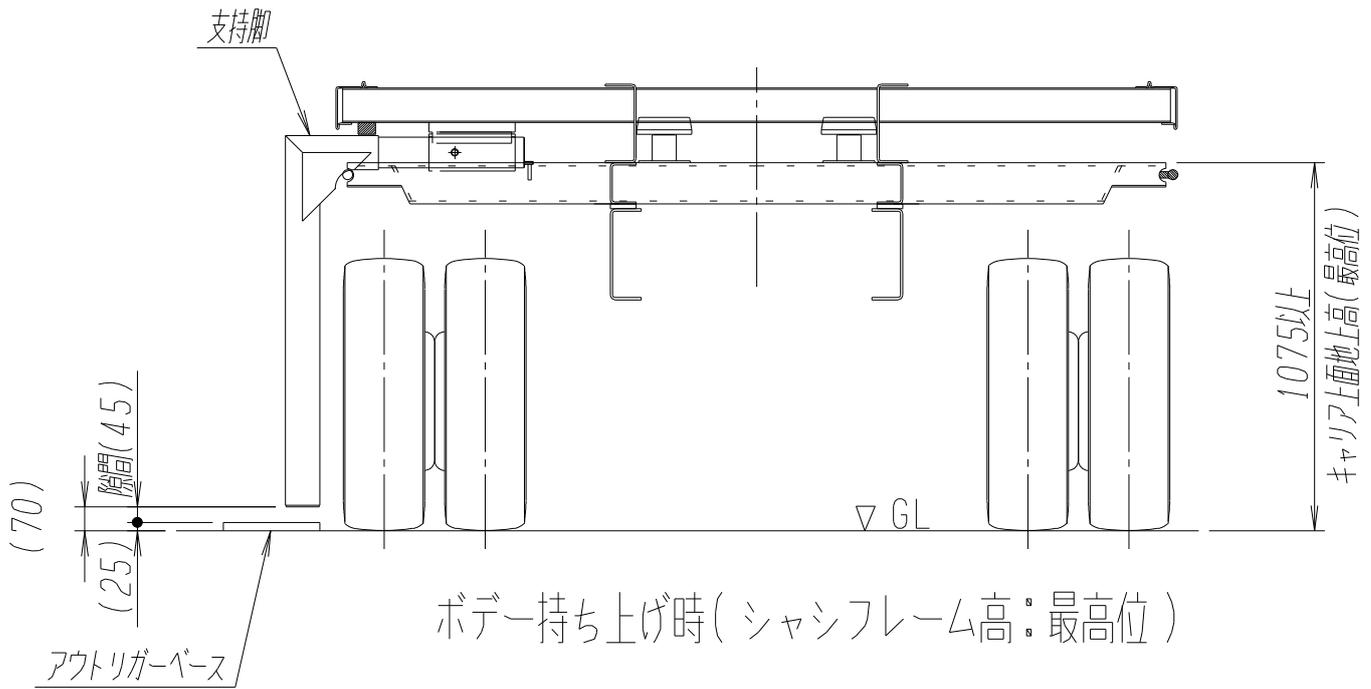
以上



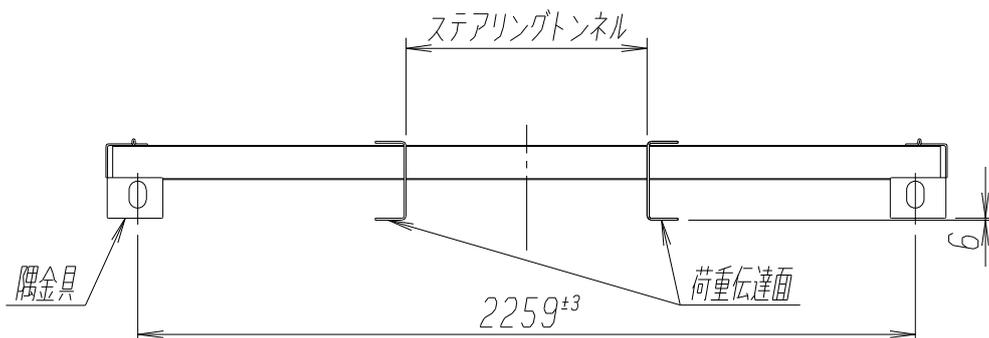
注: 図中( ) 寸法は参考寸法を示す



脱着時(シャシフレーム高:最下位)



ボデー持ち上げ時(シャシフレーム高:最高位)



注: 図中( )寸法は参考寸法を示す